

議事要旨(2)企業結合（ステップ2）の検討

冒頭、都常勤委員（専門委員長）より、企業結合（ステップ1）で段階取得の取扱いが整理されたことに続き、本日は、企業結合（ステップ2）として、支配の喪失の取扱いについて審議したい旨の説明がなされた。

その後、前田専門研究員より、説明資料〔審議事項(2)-1〕及び〔審議事項(2)-2〕に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員等からの主な意見等は次のとおりである。

- 支配の喪失の取扱いについては、ゼロから議論するのではなく、企業結合（ステップ1）での段階取得の取扱いの検討当時の考え方を再確認したうえで、これと整合性を取る必要があるか否かという観点から検討してはどうかと考えている。
- 支配の喪失の会計処理において、投資の継続を重視する考え方については、異なった見解を持っている。投資の一部売却は、持株券の一部売却ではなく、投資効果の全体を評価した上でその内どれだけを売却すべきかを決めるのだから、残存持分の評価も意思決定に影響する。子会社から関連会社になる場合は事業投資としての性格が継続しており、残存持分の時価評価は企業経営の実態を表わさないという見方が示されているが、関連会社になれば、投資先への期待も関与度合い（支配⇒影響力）も違ってくるはずであり、同じグループ企業であっても投資の性格自体は変わっていると考えられる。子会社又は関連会社からその他の会社になる場合、投資行為は保有区分の変更をもって連続性がなくなるものではないとの考えが示されているが、保有区分というのは単なる形式ではなく異なった保有の実態を伴っているのだから、それが変わることは投資の連続性がなくなることを示すものと考えられる。「保有区分をもって連続性がなくなるものではなく」ということは、保有区分は単なる形式に過ぎないといっていることと等しくなってしまう。以上から、投資の継続性にこだわる必要はあまりなく、両方のケースとも、段階取得の考え方と整合した取扱いとするのが望ましいと考えている。それが、結果的に国際的な会計基準と等しくなるだけである。
- 企業結合（ステップ1）での段階取得の取扱いは、支配したときに企業結合し、取得時の公正価値で全体を評価するという国際的な会計基準の基本的な考え方と整合している。支配の喪失の取扱いにおいても、同じ考え方を採るか否かを再確認する必要があると考えている。また、実務では複雑な企業結合もあるため、会計上の取扱いは全体的な整合性を重視する必要がある。
- 段階取得の取扱いとの整合性が主な論点になると思われるが、単体の取扱いについては、金融商品会計基準との整合性も論点になる。
- 関連会社に適用される持分法が一行連結と言われるのは、事業投資としての性格を有

する子会社と関連会社を一つのグループとして整理する考え方に基づくものであると理解している。一方、企業結合（ステップ1）の段階取得の取扱いの検討当時においては、EU の同等性評価の問題があり、コンバージェンスを進めていく中で、連結上は投資の継続よりも支配の獲得を重視し、それをトリガーにして、投資の清算と捉える整理を行ったと理解している。これを前提に、企業結合（ステップ2）の支配の喪失についても検討していくのが基準開発にあたっての整合的な対応であると考えている。ただし、専門委員会で聞かれている操作可能性に関する意見については、さらに専門委員会で内容を掘り下げたうえで、回避可能な手当も含めた検討が必要であると考えている。

- 投資の継続性という観点からは、子会社から関連会社になった場合でも、企業グループから外れるわけではないので、企業経営の実態を考慮すると、投資が継続していると考えすることは極めて自然だと考えられ、段階取得との整合性を重視するよりも、企業経営の実態を反映するように、投資の継続性を前提とした評価とする方が良いと考えている。
- 連結上、子会社から関連会社、関連会社からその他の会社への変更は、投資の継続というよりも企業グループの再編成であり、連結貸借対照表上、投資先への残存投資を時価で評価する方がよりレリバントな情報を与えると考えている。また、単体においても考え方は同じであり、貸借対照表の計上額が連結貸借対照表と同じ額になるように、投資先への残存投資を時価で評価する方が望ましいと考えている。

以 上